

西表島森林生態系保護地域の保全管理に関する基本的事項

(案)

1 管理に関する事項

(1) 保存地区

保存地区は、森林生態系の厳正な維持を図ることとし、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることとする。

ただし、森林生態系を維持するために必要な次の行為については行うことができることとする。

ア モニタリングをはじめとする調査・研究

イ 非常災害のため応急措置として行う次の行為

(ア) 山火事の消火等

(イ) 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置

ウ 標識類の設置等

エ 科学的知見に基づく固有の生物多様性と森林生態系を保全・修復するために必要と認められる行為

オ その他法令等の規定に基づき行う行為

(2) 保全利用地区

保全利用地区は、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないように、緩衝の役割を果たすこととする。

保全利用地区の森林については、木材生産を目的とする森林施業は行わないこととする。また、人工林については、将来的には天然林への移行を図るよう取り扱うこととする。

ただし、次の行為については行うことができることとする。

ア 保存地区と同様の管理行為

イ 枯損木及び被害木の伐倒、搬出

2 利用に関する事項

(1) 保存地区

保存地区の利用については、次の行為に限るものとする。

ア 学術研究のために行う生物遺伝資源の利用に関する行為等、公益上の理由により必要と認められる行為

イ 既設の歩道等の利用及び維持修繕

ウ ア及びイの行為に伴う標識類の設置等

(2) 保全利用地区

保全利用地区の利用については、次の行為に限るものとする。

ア 保存地区と同様の利用行為

イ 保全利用地区の設定趣旨等に反しない範囲で行う次の行為

(ア) 森林環境教育及び森林レクリエーション

(イ) (ア) の行為のために必要な道路、建物等の設置

(ウ) 地域住民によるイノシシ猟及び山菜等の採取

3 その他事項

適切な保全管理を図るため、巡視活動及び普及啓発活動を積極的に行うとともに、必要に応じて学識経験者等からなる保全管理のための委員会を設置し意見を求めることとする。

※ _____は現計画に追記した部分